# 「公共」における外部専門家と連携した授業実践 一大阪弁護士会法教育委員会と連携した「模擬民事調停」の実践報告を中心に一

神戸海星女子学院中学校·高等学校教諭 今 智也

#### 1. はじめに

2022年度から新学習指導要領が実施され、公民科においてはこれまでの「現代社会」に代わる科目として「公共」がスタートした。本稿では筆者が実施した「模擬民事調停」の授業を中心に、「公共」における外部専門家との連携について報告・考察したい。

# 2. これまでの外部専門家との連携

筆者はこれまでの授業で、弁護士・裁判官・検察官といった法曹三者のほか、大学教授、税務署長・税理士、公正取引委員会職員などの方々をお呼びしてきた。この他にも、近年では「出前授業」「出張授業」という形で、様々な機関から無料で実施のお誘いをいただくことが多くなっている。これらの授業については、生徒が専門家の話を直接伺えるという点で大きなメリットがある。特に法教育については、司法関係者の方々の授業への参加が生徒の理解にとって非常に有用であることが、これまでの実践から教師としても実感できるところである。

一方で、「出前授業」「出張授業」という形では、 どうしても単発の授業となってしまうことや、その 内容が授業を行う専門家の方に一任されてしまい、 必ずしも統一的な内容とならないなどの点を、問題 点としてあげることができるであろう。

# 3. 授業開発の経緯

筆者は、所属する日本公民教育学会が実施した調査研究において、単元モデルプランの開発に携わる機会を得た。モデルプランの開発にあたり、ご協力いただける外部専門家として大阪弁護士会法教育委員会の有志の先生方をご紹介いただき、その先生方とともに開発したのが、本稿で紹介する「模擬民事調停」の授業である。なお、この教材は、教科書『新版公共』p.102~103において「模擬民事調停を実践してみよう」として取り扱われているので、そちらも是非あわせてご覧いただきたい。

# 4. 学習指導要領との関連

新たな学習指導要領では,新科目「公共」において身に付けるべき知識・技能の一つとして.

法や規範の意義及び役割,多様な契約及び消費者の権利と責任,司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に,憲法の下,適正な手続きに則り,法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し,個人や社会の紛争を調停,解決することなどを通して,権利や自由が保障,実現され,社会の秩序が形成,維持されていくことについて理解すること。

が挙げられている。

同時に,身に付けるべき思考力,判断力,表現力 等として

法. 政治及び経済などの側面を関連させ、自立した 主体として解決が求められる具体的な主題を設定し、 合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題 の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想 したりしたことを、論拠をもって表現すること。

が求められている。

内容の取扱いにおいては.

この科目の内容の特質に応じ、学習のねらいを明確 にした上でそれぞれ関係する専門家や関係諸機関な どとの連携・協働を積極的に図り、社会との関わり を意識した主題を追究したり解決したりする活動の 充実を図るようにすること。また、生徒が他者と共 に生きる自らの生き方に関わって主体的・対話的に 考察、構想し、表現できるよう学習指導の展開を工 夫すること。

についても求められている。

本稿で紹介する実践事例は,これらの項目の内容 に合致したものであると考えられる。

# 5. 「模擬民事調停」教材の開発にあたって

筆者はこれまで、各クラスで「模擬裁判」を実施し、その総まとめとして法曹の方々に講演をしていただくという授業を実践してきた。法的なものの考え方を育成することを目指したこれらの授業では、前述したように専門家の言葉に触れ、日本弁護士連合会(日弁連)の主催する高校生模擬裁判選手権に出場する生徒が現れるなど、一定の効果が見られた。

一方、裁判官役の生徒は判決文を考える必要があるのに対し、裁判員役の生徒は各班での話し合いが活動の中心となるなど、生徒の役割により授業への関わり方が大きく異なるというデメリットもあった。

これらの問題を解消するため、授業においてはす べての生徒が意欲的に参加できることを目標とし、 かつ専門家の知見をふまえた、現実に即した内容と なることを目指した。弁護士の先生方との話し合い の中でいただいた意見が、「民事調停について取り 扱ってみてはどうか」というものであった。民事調 停という仕組みが、①学習指導要領の掲げる「法や 規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調 整し、個人や社会の紛争を調停、解決する | という 内容に合致することに加え、②弁護士の先生方が関 わる業務としても、民事調停が決して小さくないウ エイトを占めるほど現実に即した内容であること. ③そして何よりすべての生徒が申立人・相手方・調 停委員といういずれかの役割を担うことで、主体的 に授業に取り組めることが期待できることなどから. 「模擬民事調停」を中心に実施することを決定し、 その後は題材についての話し合いがなされた。

民事調停で扱う内容としては、交通事故や住居の 賃貸借契約に関するトラブルなどが一般的であり、 当初は弁護士の先生方からもこれらを題材とするこ とを提案されたが、これらの題材が高校生にとって は必ずしも一般的な内容とはいえない点などを考慮 し、受験を前に利用する生徒も多い「有料自習室」 に関するトラブルを題材とすることが決まった。

このように、外部専門家と教員が連携して授業案 を検討することで、

- ・教員にとっても生徒にとってもあまりなじみのない制度を授業に用いることができる
- ・詳細な事例について、生徒が理解できるかどうか を教員がある程度判断することができる

というメリットが生まれると考えられる。

#### 6. 単元の展開

次	学習目標	学習内容・活動	
	民事調停とは何	民事調停という制度について理	
1	かについて知ろ	解し、自らの立場について理解	
	う	する(教師による授業)	
	民事調停で双方	申立人・相手方・調停委員いず	
2	の話を聞き、調	れかの立場で話を聞き、調停案	
_	停案を考えてみ	を作成する(教師・弁護士によ	
	よう	る授業)	
	各班の調停案に	他の班ではどのような調停内容	
	ついて聞き、自	になったのかについて聞き,	
3	分たちの案と比	様々な解決方法があることにつ	
	べてみよう	いて学ぶ(教師による授業また	
		は教師・弁護士による授業)	

実践事例は3時間構成となっている。2単位の「公 共」において、授業内容を工夫して何とか捻出でき ると考えられた時間数で構成している。

第1次では、そもそも本来は非公開で行われるため、生徒にとって(そして教員にとっても)なじみのない民事調停について、教員が解説を行う。その際、裁判所が公開している映像なども交えて授業することで、生徒の理解を深めることができる。その後、申立人2名・相手方2名・調停委員2名の6名で班を作り、そのうちの1つの班が代表として全体の前で台本をもとに実演を行い、ワークシートも利用することで、生徒に民事調停や本授業における事例の概観を理解させる。

第2次では、教員が弁護士の先生とともに授業を 行う。時間差で各班の申立人・相手方・調停委員を 集め、教員・弁護士で適宜方向性を確認し、助言を 行う。

第3次では、各班の調停委員が調停の内容を発表し、その内容について教員もしくは弁護士が講評を行う。実践では弁護士の先生に進行も務めていただいた。なお、第3次において弁護士の先生に授業に入っていただきたいのは言うまでもないが、各弁護士会等の規定で弁護士の授業派遣が1単位時間に設定されていることもあるため、教員のみで授業することも可能な構成としている。第3次の授業にも弁護士の先生が入っていただける場合は、第2次・第3次の授業について連続で行うことが望ましい。

#### 7. 生徒の反応

配布された書面が、専門家の先生に作っていただいたリアルなものであることは、生徒の興味を大いに高める結果となった。

# ●授業で配布した申立書

# 民事調停申立書

平成30年9月30日

神戸簡易裁判所 調停係 御中

T657-0805

神戸市灘区青谷町2丁目7番1号

申立人 次 州 ;

上記法定代理人親権者父 次 州 羽 々

上記法定代理人親権者母 次 州 真

7657-0831

神戸市灘区水道筋9丁目2番3号

相手方 株 江 太 朗

申立の趣旨

相手方は、申立人に対し、相当額の金員を支払え

との調停を求める。

そして、相手の立場をふまえながら、自らの意見を主張して両者の合意できる内容を考えていくという活動については、当初戸惑った生徒もいたものの、次第に自分の役割に入り込み、弁護士の先生の助言を熱心に聞きながら、調停案の作成に向けて一生懸命に取り組む姿が見られた。また、第3次の授業では、弁護士の先生が実際に携わった事例などについて、非常に興味深く聞き入る生徒も多かった。回収したワークシートや授業実施後の聞き取りでは、

- ・民事調停の制度について理解することができ、訴 訟との違いがわかった
- ・交渉することの難しさを痛感した
- ・自分は申立人役だったが、調停委員役もやってみ たかった
- ・模擬裁判よりも自分が参加する部分が大きく,楽 しかった
- ・本当に自習室を借りている気分になった などの感想が得られた。また、複数の「疲れた」と いう感想からは、生徒がなれない授業形態に苦労し ながらも、主体的に活動できたことが伺えた。

# 8. 評価規準

いわゆる「出前授業」などで生徒の活動を評価することはなかなか難しいものがある。筆記試験で「出前授業」の内容を出題することや,提出された感想文などをもとに評価することなども考えられるが,実際には多くの場合,「出前授業」などの内容は評価に算入されていないのではないだろうか。

本実践事例では生徒から回収したワークシートおよび調停調書をもとに,表1の規準に則り,申立人・相手方・調停委員のそれぞれの立場で評価を行った。

# ●生徒が作成した調停調書の例(その1)

#### 調停条項

- 相手方(エロッカーもたきい、月前他のちも気を置する。
- ○オートロックしょ準イ本のでできなな第.末日子ちゃいイを呼い 今後をもれいにかもかかる。
- ○かない、見苦(賞金(ニカいて(エおれか)
- 申包人は写作日利用を続け、SNS(注首習皇の 悪口を書いてい、赤谷高林の左逢に自習金を紹かる。

上記のような調停調書の場合、申立人・相手方のワークシートなどから、他者と協働して調停調書を作り上げることができていると読み取れる一方で、防犯カメラの設置する時期などについて明記できていないことから、「思考力・判断力・表現力等」について、Bの評価とした。

#### ●生徒が作成した調停調書の例(その2)

○ (実計13人が現在高3生で受験まかかしコロトレス)
1万円の割ら 24年で利用料金 半移 → コロイン 9000月512 ) (お内引生)
10月 のカーココア・2000日 → 24月で200日日12 ) (お内引生)

また、上記の内容が盛り込まれた調停調書については、卒業までの期間を考えた上で実質的に半分の負担となっていることや、お互い謝罪する内容を盛り込み、円滑な利用が継続できる内容となっていることから、「思考力・判断力・表現力等」について、Aの評価とした。

なお,本実践事例では実施しなかったが,この規 準を生徒と共有することで,生徒による自己評価を 行うことも考えられる。

●式 1 刷				
	知識・技能	思考力・判断力・表現力等	主体的に学習に取り組む態度	
A	民事調停制度について正しく理解し、 紛争の問題点を認識した上で、調停 委員として必要な対応をとることが できている	法的なものの考え方をふまえた、申立人・相手方双方が納得する瑕疵のない内容が盛り込まれた調停調書を 作り上げることができる	申立人・相手方双方が納得するよりよい社会を構築するべく,調停委員として双方からよく話を聞き,他の調停委員役の生徒と協働して議論の中心的な役割を担うことができる	
В	民事調停制度について正しく理解し、 紛争の問題点を認識している	他の調停委員役の生徒と協働して, 解決のために調停調書を作り上げる ことができる	よりよい関係性を構築するべく、調停 委員として、申立人・相手方からよく 話を聞くことができる	
С	民事調停制度について理解している	調停調書を出すことができる	調停委員として、申立人・相手方から 話を聞くことができる	

#### ● 表 1 調信委員役の生徒の評価規準

# 9. 「しんどいからこそ、外部の専門家に頼ろう」

「公共」の教科書を見て、「現代社会」よりも内容 が増えたと感じられた先生方は多いはずである。に も関わらず、授業単位数は2単位のままである。ま た. 地理歴史科を専門とする先生方が授業される際 には、専門的な内容について取り扱いに苦労される ことも考えられる。「ただでさえしんどい中で、さ らに時間と労力を割いて外部と連携するなんて不可 能だ」と考えられる先生方も少なくないだろう。

しかし、筆者は専門的な内容について、「しんど いからこそ、外部の専門家に頼ろう」という逆転の 発想で授業を行ってもいいのではないかと考えてい る。これまで見てきたように、多くの専門家が学校 での授業に前向きな姿勢をとってくださっている。 今回のような専門家と連携した授業実践が増えてい けば、それだけ専門家にも高等学校での授業の経験 やノウハウが増えることにつながる。そしてそれは、 結果的に「公共」を担当する教員の負担軽減にもつ ながるのではないだろうか。

近年では、学校現場において ICT 機器の充実が はかられ、外部の専門家が地理的な制約から解放さ れて「オンライン授業」を実施しやすくなっている という事情もある。外部と連携した授業について前 向きに取り組みやすい状況は、今をおいて他にない と考えられる。

#### 10. おわりに

言うまでもないことであるが、専門家の方々の 並々ならぬ熱意がなければ、外部との連携など到底 実現できるものではない。専門家の方々が学校教育 の重要性を認識される一方. 現状の教育に満足され ていないからこそ、忙しい本業の合間を縫って学校 の授業に協力してくださっていることを、わたした ち教員は理解しておかなければならない。教材開発 にご尽力いただいた大阪弁護士会法教育委員会の有 志の先生方を始めとする、授業に参加していただい ている多くの専門家の方々に感謝の気持ちを述べて, 本稿の結びとしたい。

# 参考文献

今智也「高等学校公民科教育への「法教育」の導入―能動的 市民の育成を目指して一」大阪教育大学公民学会『公民論集 第14号』(2005)

宮島繁成「大阪から動く法教育~大阪弁護士会における活動 のご紹介」『数研 AGORA No.56』(2011)

谷田部玲生編「新科目「公共」を核とした公民教育を小中高 等学校で効果的に推進するための調査研究 研究成果報告書」 (2017~2019年度科学研究費補助金(基盤研究 B))(2020)

国立教育政策研究所『「指導と評価の一体化」のための学習評 価に関する参考資料 高等学校 公民』(2021)

\*なお、この授業の資料・教材については、大 阪弁護士会法教育委員会の有志の先生方にも 許可をいただき、数研 AGORA の HP にも掲 載しておりますので、ぜひ実際の授業でご利 用ください。



https://www.chart.co.jp/subject/shakai/shakai\_agora.html